

# 札幌市立稲穂小学校 いじめ防止基本方針

## 1 本校の基本方針

- (1) 学校教育目標「朔風に耐え たくましく生きる 心豊かな 稲穂の子」を受けて四つの「わたしたちのめあて」がある。その二つ目が、「友達や自然を愛し、心の広い思いやりのある子になります」である。「心豊かな子ども」を育成するためには、子どもたちの好ましい人間関係や子どもと教師の信頼関係が確立し、思いやりにあふれ、子どもたちが安心して自分の力を発揮できる学校でなくてはならない。
- (2) そのために、「いじめはどの学年にもどのクラスにも起こりうることを認識し、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に努める。
  - ① 特にいじめにあたるか否かについては、表面的・形式的にとらえるのではなく、いじめられている子どもの立場に立って判断する。
  - ② いじめの相談を受けた場合には、迅速、かつ正確に事実確認を行うとともに、いじめられている子を最後まで守り通すという姿勢と、「いじめは絶対許さない」という観点から指導を行う。

## 2 校内いじめ防止対策委員会

別紙 全体計画

### ～校内いじめ防止基本方針を推進するための組織～

#### (1) 構成

- ※ 校長、教頭、担任外、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他必要な教職員で構成する。
- ※ その他必要な教職員とは、個々の事例において参画することが有効と思われる教職員である。

#### (2) 業務

- ① いじめの起こりにくい集団づくりについての啓発活動<いじめの未然防止>
  - ・ いじめの起こるメカニズム
  - ・ 道徳推進教諭との連携、授業構築
  - ・ 人権教室の実施
- ② 広い視野・教職員の連携でいじめの兆候をつかむ<いじめの早期発見>
  - ・ 一人一人の特性をつかみ、広い視野で子どもをとらえる
  - ・ 市教委アンケート・学校独自アンケート調査を実施
  - ・ アンケートをもとに面談を行い、情報共有し、指導方針を検討する
- ③ 事案発生後の迅速な対応<いじめの早期対応>
  - ・ 指導方針を受け、組織として早急に対応を進める
  - ・ 緊急性の高い案件については、臨時に委員会を開くとともに、関係機関(警察等)と連携をはかる
  - ・ 必要に応じて学校全体での共有を図り、多くの目で子どもたちの安全を見守る

#### (3) その他

- ① 校長は全体統括を行い、必要に応じて委員会を招集する。
- ② 急に招集が必要な場合は、本委員会を最優先とする。
- ③ 定例で月に1回、いじめ対策委員会を開催する。

### 3 いじめ防止に関する基本的方針と具体的な対応・取組

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめ防止対策推進法 第2条（定義）より

#### (2) いじめの捉え方と対応

※ いじめかどうかを判断するのは、まず当事者である。

→暴力を伴わない無視などのいじめは、心理的・精神的な影響が大きく、メールによるいじめと同様に、周囲が把握することが難しい。

→「いじめの可視化」のためには、周りの大人が見ようとしなければ見ることはできない。

※ 子どものどのような訴えにもまずは耳を傾ける。

→一番大切なことは事実確認である。いじめの可能性のある全ての事案を過小評価せず傾聴する。

→教員だけではなく事務主任、校務助手、用務員等も含めた全員の教職員の気付きを大切にする。

#### (3) 具体的な取組

##### ①いじめアセスメントシート(進捗管理用)の作成

- ・学校における組織対応の経過等、進捗管理のために活用
- ・いじめの認知～解消の判断に至るまでの対応を記録し、いじめ対策委員会における情報の共有や、対応方針の検討に活用

##### ② いじめアセスメントシート(記録 児童生徒個人票)の作成

- ・所定の項目に基づき、児童生徒の状況について記録する

##### ③ いじめのサインチェックシートを活用し、子どもたちのいじめのサインを見逃さない体制を整備

- ・早期にいじめの疑いを把握できるよう、チェックシートを使用する
- ・家庭・地域と連携していじめに対処する仕組みづくりを進める

##### ④ いじめ対策委員会議事録の作成

- ・定例のいじめ対策委員会においての話し合いの記録を議事録として記録に残し、校長決済を受けたうえで保管しておく。

#### 4 年間計画

| 日 程       | 会 議 等     | アンケート・相談等                        |
|-----------|-----------|----------------------------------|
| 4月28日(月)  | いじめ対策委員会① |                                  |
| 5月23日(金)  | いじめ対策委員会② |                                  |
| 6月 9日(月)  |           | 校内悩み・いじめアンケート①<br>教育相談           |
| 6月27日(金)  | いじめ対策委員会③ |                                  |
| 7月24日(木)  | いじめ対策委員会④ |                                  |
|           |           | いじめの状況報告①                        |
| 7月中旬～下旬   |           | 命を大切にする指導の徹底等の通知を<br>活用した研修(夏季)  |
| 8月下旬～9月上旬 |           | 命を大切にする月間                        |
| 8月29日(金)  | いじめ対策委員会⑤ |                                  |
| 9月10日(水)  |           | 人権教室(1～3年)                       |
| 11日(木)    |           | 人権教室(4～6年)                       |
| 9月29日(月)  | いじめ対策委員会⑥ |                                  |
| 10月24日(金) | いじめ対策委員会⑦ |                                  |
| 11月上旬     |           | 悩みやいじめに関するアンケート(市教委)<br>教育相談     |
| 11月28日(金) | いじめ対策委員会⑧ |                                  |
| 12月18日(木) | いじめ対策委員会⑨ |                                  |
| 12月中旬～下旬  |           | 命を大切にする指導の徹底等の通知を<br>活用した研修(冬季)  |
|           |           | いじめの状況報告②                        |
| 1月26日(月)  | いじめ対策委員会⑩ | 校内悩み・いじめアンケート①                   |
| 2月27日(金)  | いじめ対策委員会⑪ |                                  |
|           |           | いじめの状況報告③                        |
| 3月16日(月)  | いじめ対策委員会⑫ |                                  |
| 3月中旬～下旬   |           | 命を大切にする指導の徹底等の通知を<br>活用した研修(年度末) |
|           |           | いじめの状況報告④                        |

別紙

令和7年度 稲穂小 いじめ防止基本方針全体計画

